

様式第1号（第2条関係）

保 育 利 用 申 込 書

年 月 日

入 所 施 設	番 号
※	※

保護者住所 羽生市

ふりがな

氏 名

電話番号 (父)

(母)

(宛先)

羽生市長 あて

次のとおり保育の利用を希望するので、申し込みます。

入所児童	ふりがな		生 年 月 日	年 齢	性 別	備 考	
	氏 名		年 月 日生	歳			
入 所 を 希望する 施 設 名	第1希望 (希望理由)					見 学 日	
	第2希望 (希望理由)						
	第3希望 (希望理由)						
保育の利用を希望する期間		年 月 1日から 小学校就学前 ・ 年 月 日まで					
支 給 認 定 証 番 号		() ※既に保育の必要性の認定を受けている場合にご記入ください。					
保 育 の 利 用 を 必 要 と す る 理 由		父 () 母 ()					
区 分	(ふ り が な) 氏 名	入 所 児 童 と の 続 柄	生 年 月 日	職 業 又 は 学 校 名・幼稚園・保育 園等の名称及び年 学	前年度 分市町 村民税 課税	同居の 有無	備考
入 所 児 童 の 家 庭 の 状 況	入 所 児 童 の 世 帯 員	父			有・無	同・別	
		母			有・無	同・別	
					有・無	同・別	
					有・無	同・別	
					有・無	同・別	
					有・無	同・別	
					有・無	同・別	
生活保護の状況		適用なし 適用あり(年 月 日保護開始)					

※市記載欄	入 所 申 込 の 承 諾	保 育 の 利 用 の 要 否	保 育 の 利 用 期 間	保 育 の 利 用 基 準 の 番 号
		要・否(理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	父()母()
		年 月 日承諾	備 考	

○裏面の注意をよく読んでから、楷書ではっきりと記入してください。

○※印の欄は記入する必要はありません。

記 入 上 の 注 意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市役所児童保育課に提出してください。

なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付すとともに、「年齢」は施設入所時の満年齢で記入し、「性別」の欄は記入してください。
- 2 「入所を希望する施設名」は希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、すでに兄弟が入所しているため、延長保育を実施しているため、距離が近い等）を記入してください。また、「見学日」の欄は希望した保育施設を見学した日を記入してください。
- 3 「保育の利用を希望する期間」には、小学校就学始期までのうち、利用施設の保育年齢に基づき、施設の利用を希望する期間を記入してください。就学前までの場合は、「小学校就学前」を○で囲んでください。
- 4 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、その児童の保育を必要とする理由を記入するとともに、同欄の（ ）内には下記の保育を利用できる基準の中からいずれの場合に該当しているか番号を記入してください。
- 5 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「前年度分市町村民税課税の有無」及び「同居の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 家庭で保育できない程度、施設の定員に余裕がないときなどは入所できない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

保育を利用できる基準

保育を利用できる児童は、保護者が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障がい 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合